

第32号議案

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月5日提出

中間市長 福田 浩

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）別添1）による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について別添2）による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

23 市長	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
(略)		(略)	
4 市長	福岡県療育手帳制度要綱（昭和49年2月19日福岡県民生部長通知48児第1893号）による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	福岡県療育手帳制度要綱（昭和49年2月19日福岡県民生部長通知48児第1893号）による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）別添1）による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの		
6 市長	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について別添2）による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
(略)		(略)	
22 市長	中間市ひとり親家庭等（1）生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 医療費の支給に関する	22 市長	中間市ひとり親家庭等（1）生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 医療費の支給に関する

	<p>条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>		<p>条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 中間市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
23	市長	<p>障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱による支援事業に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>		
24	市長	<p>社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱による利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>		